

独立行政法人建築研究所の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、業績手当については当所役員給与規程により「業績に応じ支給する」としている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

12月より本給月額を843,000円から840,000円に改定した。

理事

12月より本給月額を784,000円から782,000円に改定した。

監事

12月より本給月額を728,000円から726,000円に改定した。

監事(非常勤)

12月よ月額を248,000円から247,000円に改定した。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成21年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|-------------|----------------|--------------|-------------|--|----------|--|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 15,743 | 千円 10,104 | 千円 4,007 | 千円 1,010 622 <small>(役員特別調整手当) (通勤手当)</small> | | | |
| 理事 | 千円 14,294 | 千円 9,400 | 千円 3,790 | 千円 940 164 <small>(役員特別調整手当) (通勤手当)</small> | | | ※ |
| 監事 | 千円 12,371 | 千円 8,728 | 千円 2,287 | 千円 873 483 <small>(役員特別調整手当) (通勤手当)</small> | H21.4.1 | | |
| 監事 (非常勤) | 千円 3,192 | 千円 3,192 | 千円 | 千円 | | | * |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|-------------|---------|----------|-------|-------|-------|----|
| 法人の長 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 理事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 監事 | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |
| 監事 (非常勤) | 千円 | 年 月 | | | 該当者なし | |

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減を実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当所給与規程の改正においては「独立行政法人の役職員の給与改定にあたっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する。(H21.8.25閣議決定)」等を考慮し、国の職員に適用される給与法に準拠して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率及び昇給の実施に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------------------|-----------------------------------|
| 賞与・勤勉手当 (査定分) | 勤務成績が優れている者の成績率を「特に優秀」又は「優秀」としている |

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に適用される一般職給与法等に準拠し、以下の改正を行った。

- ・地域手当支給割合の改定 平成21年度は 8%→10%
- ・初任給を中心とした若年層を除き全ての俸給月額を引き下げ
- ・自宅に係る住居手当の廃止
- ・期末手当及び業績手当における支給割合の引き下げ 4.5月分→4.15月分

2 職員給与の支給状況

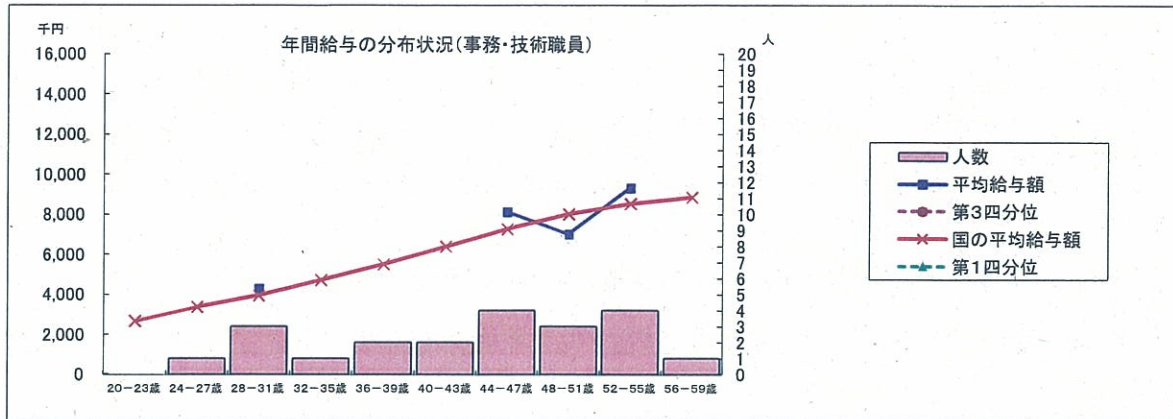
(1) 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平成21年度の年間給与額(平均) | | | |
|-------|---------|-----------|------------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 68 | 歳 46.0 | 千円 8,899 | 千円 6,667 | 千円 179 | 千円 2,232 |
| 事務・技術 | 人 21 | 歳 43.6 | 千円 7,214 | 千円 5,382 | 千円 267 | 千円 1,832 |
| 研究職種 | 人 47 | 歳 47.1 | 千円 9,652 | 千円 7,242 | 千円 140 | 千円 2,410 |
| 非常勤職員 | 人 22 | 歳 42.6 | 千円 2,713 | 千円 2,202 | 千円 95 | 千円 511 |
| 事務・技術 | 人 21 | 歳 41.7 | 千円 2,602 | 千円 2,109 | 千円 99 | 千円 493 |
| 研究職種 | 人 1 | 歳 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — |

注:非常勤職員の研究職種は2人以下のため記載を省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

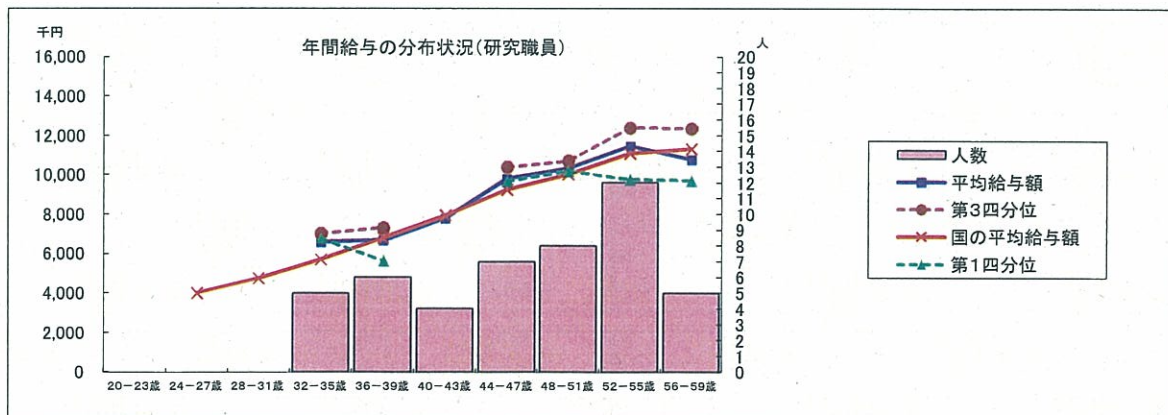


注:年齢24-27、32-35、36-39、40-43、56-59歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるかまたは特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。
すべての年齢階層について該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | | 第1分位 | 第3分位 |
| 代表的職位 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| ・本部部长 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| ・本部課長 | 6 | 48.3 | 8,196 | 8,665 | 8,665 | 9,208 | 9,208 |
| ・本部課長補佐 | 3 | 52.5 | — | 7,890 | 7,890 | — | — |
| ・本部係長 | 9 | 40.1 | 5,047 | 5,681 | 5,681 | 6,478 | 6,478 |
| ・本部係員 | 2 | — | — | — | — | — | — |

注:本部部长、本部係員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。
本部部长、本部課長補佐、本部係員の該当者は4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。



注:年齢40-43歳の該当者は4人以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

(研究職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | 平均 | 四分位 | |
|-------------|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | | 第1分位 | 第3分位 |
| 代表的職位 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| ・本部研究部長 | 8 | 54.1 | 12,134 | 12,547 | 12,547 | 12,639 | 12,639 |
| ・本部研究課長 | 18 | 48.5 | 9,815 | 10,259 | 10,259 | 10,842 | 10,842 |
| ・本部主任研究員 | 17 | 44.7 | 7,062 | 8,237 | 8,237 | 9,524 | 9,524 |
| ・本部研究員 | 4 | 37.3 | — | 5,505 | 5,505 | — | — |

注:本部研究員の該当者は4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|----------------|-----|-----|----|----|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|
| 標準的な職位 | | 部長 | 部長 | 部長 | 課長 | 課長 | 副参事 | 主査 | 主査 | 主事 | 主事 |
| 人員(割合) | 21人 | | | | | 5人 (23.8%) | 3人 (14.3%) | 3人 (14.3%) | 7人 (33.3%) | 1人 (4.8%) | 1人 (4.8%) |
| 年齢(最高～最低) | | | | | | 58～41歳 | 55～45歳 | 50～44歳 | 49～31歳 | — | — |
| 所定内給与年額(最高～最低) | | | | | | 千円 7,139～ 6,162 | 千円 6,044～ 5,496 | 千円 5,744～ 4,897 | 千円 4,779～ 3,098 | 千円 — | 千円 — |
| 年間給与額(最高～最低) | | | | | | 千円 9,641～ 8,196 | 千円 8,288～ 7,581 | 千円 7,801～ 6,759 | 千円 6,478～ 4,240 | 千円 — | 千円 — |

注:人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載記載していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(研究職員)

| 区分 | 計 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|----------------|-----|----|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----|
| 標準的な職位 | | — | グループ長 上席研究員 | 主任研究員 | 主任研究員 | 研究員 | 研究員 |
| 人員(割合) | 47人 | | 24人 (51.1%) | 11人 (23.4%) | 8人 (17.0%) | 4人 (8.5%) | |
| 年齢(最高～最低) | | | 57～45歳 | 59～40歳 | 38～34歳 | 40～32歳 | |
| 所定内給与年額(最高～最低) | | | 千円 9,750～ 7,269 | 千円 7,461～ 6,332 | 千円 5,858～ 5,125 | 千円 4,188～ 3,741 | |
| 年間給与額(最高～最低) | | | 千円 13,502～ 9,681 | 千円 9,885～ 8,316 | 千円 7,748～ 6,714 | 千円 5,674～ 5,106 | |

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | — % | — % | — % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | — % | — % | — % |
| | 最高～最低 | — | — | — |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 64.5 % | 67.5 % | 66.1 % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 35.5 % | 32.5 % | 33.9 % |
| | 最高～最低 | 41.3～32.7 | 35.9～28.8 | 36.3～30.8 |

注:管理職員は該当者2人以下のため記載していない。

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(研究職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | 56.2 % | 55.4 % | 55.8 % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 43.8 % | 44.6 % | 44.2 % |
| | 最高～最低 | 46.0～41.2 | 48.8～41.6 | 45.9～43.2 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | 64.7 % | 68.0 % | 66.5 % |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | 35.3 % | 32.0 % | 33.5 % |
| | 最高～最低 | 41.3～32.9 | 37.4～29.3 | 36.3～31.6 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

104.3

対他法人(事務・技術職員)

98.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

102.7

対他法人(研究職員)

102.7

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|---|---|
| 指数の状況 | 対国家公務員 104.3 | |
| | 参考 | 地域勘案 104.8 学歴勘案 103.3 地域・学歴勘案 104.1 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | 当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等である。しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。 今回の比較指標の対象となった職員の多くは本府省からの転入者であり、「国家公務員給与の概要(平成22年4月)」によれば、本省職員の給与水準は地方機関勤務の職員に比べ高い事が示されており、当所の対象者のうち本府省出身者の割合は、47.6%と、行政職俸給表(一)の本府省職員の割合21.1%を大きく上回っている。また、「国家公務員給与の概要(平成22年4月)」によれば、行政職俸給表(一)の適用者の平均年齢は41.5歳であるが、今回の当所の対象者の平均年齢は43.6歳である。 | |
| 給与水準の適切性の検証 | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.2% (国からの財政支出額 2,095,560千円、支出予算の総額 2,297,743千円:(平成21年度予算) 【支出総額(平成21年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】 34.5% 【管理職の割合(平成22年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]】 6.7% 【大卒以上の高学歴者の割合(平成22年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]】 40.0% 【検証結果】 給与法に準じて適切に執行している | |
| | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算) | |
| 講ずる措置 | 俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて運用する。平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は年齢勘案が98.9、年齢・地域・学歴勘案が100.5である。 | |

○研究職員

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|---|---|
| 指数の状況 | 対国家公務員 102.7 | |
| | 参考 | 地域勘案 104.5 学歴勘案 101.8 地域・学歴勘案 103.8 |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | 当所の給与水準については給与規程上、国家公務員と同等である。しかしながら、国家公務員に比べて指数が高いのは、以下の要因が考えられる。 研究職員は、少ない人員で広範な分野を研究するため、国家公務員採用I種試験合格者相当の研究員を多数採用しており、特に博士号を有する者が多い。なお、博士号を有する者は対象者47名のうち38名であり、初任給の決定において級号俸が2年分高くなっている。また、「国家公務員給与の概要(平成22年4月)」によれば、研究職俸給表の適用者の平均年齢は45.0歳であるが、今回の当所の対象者の平均年齢は47.1歳である。 | |
| 給与水準の適切性の検証 | 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.2% (国からの財政支出額 2,095,560千円、支出予算の総額 2,297,743千円:(平成21年度予算) 【支出総額(平成21年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合】 34.5% 【管理職の割合(平成22年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]】 8.2% 【大卒以上の高学歴者の割合(平成22年4月1日時点の常勤職員数(在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。))]】 98.0% 【検証結果】 給与法に準じて適切に執行している | |
| | 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算) | |
| 講ずる措置 | 俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて運用する。平成22年度に見込まれる対国家公務員指数については、平成21年度と同水準である。 | |

III 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成21年度) | 前年度 (平成20年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減 |
|---------------------|-----------------|-----------------|------------------------------|-----------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 807,439 | 千円 843,613 | 千円 (%) △ 36,174 (△4.3) | 千円 (%) △ 46,076 (△5.4) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 76,430 | 千円 78,826 | 千円 (%) △ 2,396 (△3.0) | 千円 (%) 8,023 (11.7) |
| 非常勤役員等給与 (C) | 千円 178,737 | 千円 204,511 | 千円 (%) △ 25,774 (△12.6) | 千円 (%) △ 1,066 (△0.6) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 131,277 | 千円 126,411 | 千円 (%) 4,866 (3.8) | 千円 (%) 12,682 (10.7) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 1,193,883 | 千円 1,253,361 | 千円 (%) △ 59,478 (△4.7) | 千円 (%) △ 26,437 (△2.2) |

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」については、中期目標・中期計画における人件費削減の取組により、対前年度比で約4.3%の減となった。「最広義人件費」については、主に職員の減少により給与等支給額及び非常勤

役員等給与が対前年度比で各4.3%、12.6%減少したため、対前年度比で4.7%の減となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%以上削減する。

iii) 上記ii)の進捗状況

a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」

・決算額 871,524千円、予算額 891,249千円

b 当年度の「給与、報酬等支給総額」

・決算額 807,439千円、予算額 836,042千円

総人件費改革の取組状況

| 年 度 | 基準年度 (平成17 年度) | 平成18 年度 | 平成19 年度 | 平成20 年度 | 平成21 年度 |
|--------------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|
| 給与、報酬等支給総額 (千円) | 834,225 | 807,930 | 810,343 | 831,498 | 792,540 |
| 人件費削減率 (%) | | △ 3.2 | △ 2.9 | △ 0.3 | △ 5.0 |
| 人件費削減率(補正值) (%) | | △ 3.2 | △ 3.6 | △ 1.0 | △ 3.3 |

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2: 運営交付金により雇用される任期付研究者のうち、若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3: 注2の若手研究者の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)871,524千円、平成18年度853,515千円、平成19年度848,121千円、平成20年度843,613千円、平成21年度807,439千円であった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし

>